

株 主 各 位

名古屋市市中村区平池町四丁目60番地の12
グ ローバルゲート26階
株 式 会 社 A S N O V A
代表取締役社長 上 田 桂 司

第9期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいませ、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市市中村区平池町四丁目60番地の12 グローバルゲート26階 当会社 本社会議室
3. 目的事項
報告事項 第9期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件
決議事項 議案 定款一部変更の件
議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（40頁から42頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際には、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本総会におきましては、当社役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。ご了承くださいますようお願い申しあげます。株主様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(添付書類)

## 事業報告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大による緊急事態宣言の発出等が再度あったものの、ワクチン接種の進展、政府による各種政策により、回復基調となりました。一方で、感染力の強い新たな変異株の出現、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、米国の金融政策の動向など依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社の業績に影響を与える建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移し、新型コロナウイルス感染症の影響により低調に推移していた民間投資にも持ち直しの動きがありました。

このような状況のもと、当社におきましては、仮設機材のレンタルから販売に至るまでワンストップで対応できるサービスの強みを活かし、引き続き顧客満足度の向上に取り組んでまいりました。以上の結果、売上高は、2,679百万円（前期比19.5%増加）、営業利益につきましては、売上高の増加の影響を受け166百万円（前事業年度は145百万円の営業損失）、経常利益は中古機材の売却により287百万円（前期比2,345.3%増加）となり、当期純利益は204百万円（前期比1,185.7%増加）となりました。

##### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました当社の設備投資の総額は1,272百万円で、その主なものは次のとおりです。

当事業年度中の主な投資

|      |         |          |
|------|---------|----------|
| 賃貸資産 | 仮設機材の購入 | 1,211百万円 |
|------|---------|----------|

##### ③ 資金調達の状況

長期借入金

当事業年度中に、金融機関より長期借入金として1,100百万円の資金調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

## (2) 財産及び損益の状況

|               | 第6期<br>(2019年3月期) | 第7期<br>(2020年3月期) | 第8期<br>(2021年3月期) | 第9期(当期)<br>(2022年3月期) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売上高(百万円)      | 2,132             | 2,724             | 2,241             | 2,679                 |
| 経常利益(百万円)     | 184               | 282               | 11                | 287                   |
| 当期純利益(百万円)    | 61                | 265               | 15                | 204                   |
| 1株当たり当期純利益(円) | 45.63             | 194.97            | 11.68             | 150.14                |
| 総資産(百万円)      | 5,661             | 6,081             | 5,171             | 5,658                 |
| 純資産(百万円)      | 1,914             | 2,179             | 2,195             | 2,400                 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月14日付で普通株式1株につき、30株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 対処すべき課題

当社を取り巻く市場環境は急速に変化し、益々競争が激化しております。そのような市場環境で継続的な成長を図るために、既存事業であるレンタル関連事業の安定した収益拡大を目指すとともに、更なる成長が期待できる事業を新たに創出し、更にはこれらを支える人材育成や管理体制の強化を対処すべき課題と定め、以下のような課題に取り組んでまいります。なお、文中の課題に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### ① レンタル関連事業の強化

建設事業者あるいは足場施工業者等の当社の顧客においては、更なる事業拡大のための機材投資の他、劣化・破損・滅失等による仮設機材等の一定の補充更新需要があり、機材投資に係る資金負担が生じる中、当社の扱うレンタル品の活用により、投資負担を軽減しながら事業展開されているものと考えます。一方、当社にとっても、上記の顧客のニーズに的確に応えることで、機材のレンタル在庫量が増加し安定した収益の拡大に繋げることが可能となります。また、機材センターの開設に際しては、既存センターの立地状況を踏まえ、同一地域におけるドミナント

形成も考慮に入れながら展開することとしております。顧客に対するサービスの品揃えとして、レンタルだけでなく販売も手掛けることで、単なるレンタルサービスを提供する会社からの脱却を図り、レンタル品・購入品の最適な比率のアドバイスなど、様々な相談にお応えしながら当社をご利用いただけるよう取り組んでまいります。

#### ② サービス・品揃えの強化及び新規事業の創出

建設時の落下物を防ぐための機材で設置が義務付けられている「朝顔」を改良し、部品点数の半減かつ軽量化を実現した新機材（クサビ緊結式次世代シート朝顔 Speak）を開発し、展開しております。今後も、機能性の改良ニーズ・安全性の強化ニーズを汲み取ったオリジナル品の提供などを視野に入れ、サービス・品揃えの強化を進めてまいります。

また、当社は仮設機材のレンタル・販売を主たる事業として展開しておりますが、単一事業であるが故に、サービスを提供する業界に不測の事態が発生した場合において、業務に大きな影響が出る可能性がございます。そのため、新規事業の創出に取り組んでおります。具体的には、ベトナムにおける仮設機材レンタルの展開を模索しております。

#### ③ 建設仮設業界活性化に向けた情報発信

建設仮設業界は少子高齢化による人材不足に直面しており、将来的に業界の担い手が減少してしまう可能性がございます。建設仮設業界への興味・関心を高め、中長期的な視点で若手人材不足の解消を目指し、業界の更なる活性化に貢献することを目的として、メディアサイト（POP UP SOCIETY）を運用し、足場の持つ「仮設性」をテーマに継続して情報発信を行っております。こちらのコンテンツにつきましては、2022年4月にコーポレートサイトへ統合し、より発信力の強化を目指してまいります。また、一般の方にも足場に触れてもらう機会を創出するため、足場を用いたパルクールのイベントを開催しております。

#### ④ 人材育成・管理体制の強化

社内に新規事業を担う社員を育成することを目的として、人事制度の再構築に取り組んでおります。具体的には、評価制度の見直しを実施し、併せて外部教育機関への入学支援や網羅的にスキルや知識を習得する教育制度の再構築を進めております。また、機材センター業務の簡素化・標準化・デジタル化を推進し、効率的な運営を実現するとともに、バックオフィス体制の再構築として、業務分掌を見直し、最適人数にあわせた人員補充を進め、更なる管理体制の強化に取り組んでまいります。

#### (4) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社は、「レンタル関連事業セグメント」において、クサビ緊結式足場（以下、クサビ式足場）の「仮設機材レンタル」、新品の仮設機材を販売する「仮設機材販売」、足場架組工事等の「その他」の3つのサービスラインを展開しております。全国の機材センターを通じて、仮設機材を即日レンタルしたいという工事業者のニーズにワンストップで対応できる体制整備を図っております。今後、ますます深刻化することが予想される建設現場の人手不足、作業効率向上、コスト削減等のニーズを支援する総合サービスを全国展開することで、更なる成長を成し遂げてまいりたいと考えております。

| セグメント    | サービスライン  | 提供サービスの主な内容                                                           |
|----------|----------|-----------------------------------------------------------------------|
| レンタル関連事業 | 仮設機材レンタル | 戸建住宅や中低層マンション向けに普及しているクサビ式足場を主要とした仮設機材のレンタルサービスを全国の中小足場施工業者に提供しております。 |
|          | 仮設機材販売   | 仮設機材レンタルを利用する顧客の利便性向上を目的とし、新品の仮設機材を中心に販売しております。                       |
|          | その他      | レンタル仮設機材の中古販売、足場架組工事（外部委託）、新規事業の創出等を行っております。                          |

(5) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

- ① 本社及び名古屋営業所 名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12  
グローバルゲート26階
- ② 営業所

| 営業所        | 住所                          |
|------------|-----------------------------|
| 仙台         | 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前4-3-3         |
| 東京         | 東京都新宿区西新宿8-1-2<br>PMO西新宿5階  |
| 大阪         | 大阪府大阪市北区梅田3-4-5<br>毎日新聞ビル8階 |
| 福井敦賀工事センター | 福井県敦賀市昭和町1丁目5-13            |

③ 機材センター

| エリア    | センター数 | 所在地                                                  |
|--------|-------|------------------------------------------------------|
| 北海道・東北 | 1     | 宮城県仙台市                                               |
| 関東     | 7     | 千葉県野田市、千葉県四街道市、神奈川県藤沢市、神奈川県相模原市、埼玉県比企郡、埼玉県蓮田市、静岡県富士市 |
| 中部     | 4     | 愛知県一宮市、愛知県弥富市、愛知県みよし市、福井県鯖江市                         |
| 関西     | 4     | 京都府京田辺市、大阪府和泉市、大阪府羽曳野市、兵庫県三木市                        |
| 中国     | 1     | 岡山県倉敷市                                               |
| 合計     | 17    |                                                      |

(6) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

| 従業員数 (名) | 前期末比増減 (名) | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) |
|----------|------------|----------|------------|
| 117 (3)  | 28         | 38.2     | 3.1        |

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人数を( )外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 額  |
|---------------------|--------|
| 株 式 会 社 福 井 銀 行     | 629百万円 |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行     | 481    |
| 株 式 会 社 山 口 銀 行     | 449    |
| 株 式 会 社 滋 賀 銀 行     | 334    |
| 株 式 会 社 百 五 銀 行     | 301    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 262    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 219    |
| 株 式 会 社 京 都 銀 行     | 191    |

(8) その他の重要な事項

当社は、2022年4月21日付で、名古屋証券取引所ネクスト市場に上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 5,400,000株
- ② 発行済株式の総数 1,362,900株
- ③ 株主数 3名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主

| 株 主 名                   | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|-------------------------|-----------------|---------|
|                         | 持 株 数           | 持 株 比 率 |
| 一 般 社 団 法 人 ニ チ レ ン     | 716,550株        | 52.57%  |
| 上 田 桂 司                 | 633,450株        | 46.47%  |
| A S N O V A 従 業 員 持 株 会 | 12,900株         | 0.94%   |

（注）自己株式は保有しておりません。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権の状況

当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     |                                           |
|------------------------|---------------------|-------------------------------------------|
| 名 称                    |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                           |
| 発 行 決 議 の 日            |                     | 2018年 2月28日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 80個                                       |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    |                     | 普通株式 2,400株<br>(新株予約権1個につき30株)            |
| 新株予約権の発行価額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり37,020円<br>(1株当たり1,234円)        |
| 新株予約権の行使期間             |                     | 2020年3月1日から<br>2028年2月28日まで               |
| 新株予約権の主な行使条件           |                     | (注) 1, 2, 3                               |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 80個<br>目的となる株式数 2,400株<br>保有者数 2人 |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人      |

- (注) 1. 新株予約権発行時において当社取締役または監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
2. 上記1. にかかわらず、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換または株式移転について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。
4. 第1回新株予約権については、2022年3月31日現在において、交付時より新株予約権の数が160個減少しておりますが、減少の理由は以下の通りであります。
- ・ 退任及び退職による減少分 160個
5. 第2回新株予約権の付与数300個については、退任及び退職者から放棄の申出があり、2021年7月14日の取締役会決議にて無償で当社にて取得した後、2021年11月12日付の取締役会決議にて消却を行いましたので、記載を省略しております。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                 |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 上 田 桂 司   | 代表取締役社長                                                                                                                                 |
| 取 締 役     | 加 藤 大 介   | 管理本部長                                                                                                                                   |
| 取 締 役     | 森 下 哲     | 仮設事業本部長                                                                                                                                 |
| 取 締 役     | 梅 下 翔 太 郎 | 三井屋工業株式会社 取締役専務執行役員<br>セレンディップ・ホールディングス株式会社<br>事業企画部部長<br>株式会社アベックス 取締役                                                                 |
| 常 勤 監 査 役 | 岩 本 圭 弘   |                                                                                                                                         |
| 監 査 役     | 村 木 慎 吾   | 村木税理士事務所 代表<br>SANWA・TRANS・NET株式会社 監査役<br>一般社団法人taxable 代表理事<br>株式会社ゴトウ洋服店 監査役<br>株式会社GOTOH 監査役<br>株式会社マーグラ 取締役<br>有限会社Weeds Racing 取締役 |
| 監 査 役     | 村 治 規 行   | M&I法律事務所 共同代表<br>大阪府河内長野市代表監査委員                                                                                                         |

- (注) 1. 取締役 梅下翔太郎氏は社外取締役であります。
2. 取締役 梅下翔太郎氏は公認会計士の資格を有しており、他社において取締役を務めていることも鑑み、経営の監督役として適任と判断しております。
3. 監査役 村木慎吾氏及び村治規行氏は社外監査役であります。
4. 監査役 村木慎吾氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 村治規行氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、代表取締役上田桂司氏、取締役加藤大介氏、取締役森下哲氏、取締役梅下翔太郎氏ならびに監査役岩本圭弘氏、監査役村木慎吾氏及び監査役村治規行氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が填補することとしております。当該補償契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は補償の対象外とすることとしており、また、当社が保証する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。被保険者は、当社の取締役及び監査役です。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害につ

いて填補する契約です。但し、法令違反等の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

8. 2021年6月28日をもって、江上昌宏氏は取締役を辞任致しました。
9. 当社は、社外取締役梅下翔太郎氏並びに社外監査役村木慎吾氏及び村治規行氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等ではない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |        |        |       | 対象となる役員の員数<br>(人) |
|------------------|-------------------|-------------------|--------|--------|-------|-------------------|
|                  |                   | 固定報酬              | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 | 退職慰労金 |                   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 41,880<br>(3,600) | 41,880<br>(3,600) | —      | —      | —     | 5<br>(1)          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,300<br>(4,800)  | 9,300<br>(4,800)  | —      | —      | —     | 3<br>(2)          |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 51,180<br>(8,400) | 51,180<br>(8,400) | —      | —      | —     | 8<br>(3)          |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月24日開催の第6期定時株主総会において取締役の報酬額を年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役除く）の員数は、3名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月24日開催の第6期定時株主総会において監査役の報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
3. 上表には、2021年6月28日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・社外取締役 梅下翔太郎氏はセレンディップ・ホールディングス株式会社の事業企画部部長及び株式会社アペックス 取締役、三井屋工業株式会社 取締役専務執行役員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 村木慎吾氏は村木税理士事務所の代表者及び、一般社団法人taxable 代表理事、SANWA・TRANS・NET株式会社 監査役、株式会社GOTOH 監査役、株式会社ゴトウ洋服店 監査役、株式会社マーグラ 取締役、有限会社Weeds Racing 取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 村治規行氏は、M& I 法律事務所の共同代表及び大阪府河内長野市 代表監査委員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

|                 | 出席状況、発言状況及び<br>期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                          |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>梅下 翔太郎 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士としての専門的見地、コンサルタント及び他社での取締役の経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に中期経営計画におけるマーケット戦略や収支・投資計画による事業計画への影響について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> |

・社外監査役

|                | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                    |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外監査役<br>村木 慎吾 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>税理士としての専門的見地から取締役会においての意思決定の妥当性・適正性を確保する発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>       |
| 社外監査役<br>村治 規行 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から取締役会においての意思決定の妥当性・適正性を確保する発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制について適宜、必要な発言を行っております。</p> |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 19,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,200千円 |

(注) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、コンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款に基づき企業倫理に則り職務を執行するための倫理規範及び行動基準を明確に定め、これを遵守するとともに、コンプライアンス委員会の運営や内部通報制度の運用等を通して、コンプライアンス体制の整備を図るものいたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書等の主要な情報を、法令や社内規程に従い適切に保存及び管理するものいたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務の執行に係る個々の損失の危険に応じて社内規程を制定するとともに、従業員教育の実施や内部通報制度の運用を通してリスク管理体制を整備し、損失の危険を回避・予防するものいたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、業務の執行に係る個々の損失の危険に応じて社内規程を制定するとともに、従業員教育の実施や内部通報制度の運用を通してリスク管理体制を整備し、損失の危険を回避・予防するものいたします。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適法性、企業倫理性を確保すべく、全社を対象に内部統制システムの基本方針の周知・遵守を推進するとともに、コンプライアンス委員会の活動を通して、全社が法令等を遵守し適正に業務を執行する体制を整備するものいたします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じ、取締役から独立した専属の従業員を置くものいたします。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に定める従業員は、業務執行に係る役職を兼務しないと、その任命及び解任については、あらかじめ監査役会の同意を必要とするものとしたします。また、任命された従業員に対する指示命令は、監査業務の範囲内において監査役に帰属するものとしたします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役会等の経営上重要な会議に出席する監査役に対し重要な決裁書類を閲覧に供するとともに、業務及び財産の状況を報告するほか、監査役の要請に応じて調査内容に関する報告を行うものとしたします。また、報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けることを禁止するものとしたします。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用等に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、当該請求が適正でない場合を除き、円滑に行える体制としたします。

⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、常勤監査役1名と、当社と利害関係のない社外監査役2名の合計3名で構成され、取締役職務の執行を監査するものとしたします。また、会計監査につきましては、監査法人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものとしたします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①内部統制システム全般

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社の業務の適正を確保する為に必要な体制について、2019年7月17日の取締役会決議において、内部統制システムの基本方針を決議いたしました。今後も環境の変化に応じて適宜見直しを行い、より一層の改善・充実を図ってまいります。

## ②コンプライアンス

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役社長をコンプライアンス推進の実施統括責任者とし、研修等必要な諸活動を推進・管理し、その周知徹底と遵守を図っております。

## ③リスク管理

当社は、当社及び従業員とその家族が重大な危機に直面したときの対応について定めた「危機管理規程」を制定し、危機発生時の危機管理委員会による危機への対応等、全社的な危機管理体制の強化を図っております。危機に対応する事前の準備、対応方法、事例研究、教育訓練等の定期的な運用は、原則として半期に1回開催される防災委員会、交通安全委員会、安全衛生委員会及びコンプライアンス委員会で管理しており、各種委員会を通じ、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。更に、地震、火災等の災害に対処するため、「防災管理規程」の制定及び緊急連絡網の整備を行い、不測の事態に備えております。

## ④取締役の職務執行

取締役会は、計4名で構成されており、取締役会の監督機能の一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、取締役4名のうち1名を社外取締役としております。取締役会は月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速な意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項、経営方針、事業戦略、事業年度計画のほか、経営に関する重要事項の決定と各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

## ⑤監査役

監査役会は、常勤監査役1名と、当社と利害関係のない社外監査役2名の合計3名で構成され、取締役の職務執行を監査するものといたします。また、会計監査につきましては、監査法人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものといたします。取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行状況を監視できる体制となっております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。このことから、前事業年度においては、配当を実施しておらず、現時点において配当の実施の可能性及び実施時期については未定であります。

剰余金の配当を行う場合は、期末配当として年1回行うことを基本方針としております。この剰余金の配当等の決定機関は株主総会であります。また、当社は、会社法第454条第5項に基づき、剰余金の中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         | 負 債 の 部                  |
|-----------------|--------------------------|
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>流 動 負 債</b>           |
| 1,273,269       | 1,757,310                |
| 現金及び預金          | 買掛金                      |
| 750,350         | 61,926                   |
| 受取手形            | 短期借入金                    |
| 53,351          | 600,000                  |
| 売掛金             | 1年内返済予定の                 |
| 340,395         | 長期借入金                    |
| 商品              | 806,986                  |
| 15,742          | リース債務                    |
| 未成工事支出金         | 18,015                   |
| 3,292           | 未払金                      |
| 貯蔵品             | 71,031                   |
| 1,671           | 未払費用                     |
| 前払費用            | 5,589                    |
| 24,088          | 未払法人税等                   |
| その他             | 137,231                  |
| 84,378          | 前受金                      |
| <b>固 定 資 産</b>  | 19,276                   |
| 4,384,953       | 預り金                      |
| <b>有形固定資産</b>   | 3,195                    |
| 4,233,312       | 賞与引当金                    |
| 建物              | 32,728                   |
| 140,950         | 役員賞与引当金                  |
| 構築物             | 750                      |
| 181,247         | その他                      |
| 機械及び装置          | 580                      |
| 31,044          | <b>固 定 負 債</b>           |
| 車両運搬具           | 1,500,368                |
| 17,265          | 長期借入金                    |
| 工具、器具及び備品       | 1,464,097                |
| 9,746           | リース債務                    |
| 貸貸資産            | 19,000                   |
| 2,190,142       | 資産除去債務                   |
| 土地              | 17,271                   |
| 1,624,420       | <b>負 債 合 計</b>           |
| リース資産           | 3,257,678                |
| 33,996          | <b>純 資 産 の 部</b>         |
| 建設仮勘定           | <b>株 主 資 本</b>           |
| 4,500           | 2,400,544                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>資 本 金</b>             |
| 35,043          | 88,017                   |
| 商標権             | <b>資 本 剰 余 金</b>         |
| 64              | 306,668                  |
| ソフトウェア          | 資本準備金                    |
| 32,448          | 78,017                   |
| その他             | その他資本剰余金                 |
| 2,530           | 228,650                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>利 益 剰 余 金</b>         |
| 116,598         | 2,005,858                |
| 破産更生債権等         | 利益準備金                    |
| 39,494          | 2,500                    |
| 繰延税金資産          | その他利益剰余金                 |
| 45,188          | 2,003,358                |
| その他             | 繰越利益剰余金                  |
| 71,409          | 2,003,358                |
| 貸倒引当金           | <b>純 資 産 合 計</b>         |
| △39,494         | 2,400,544                |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> |
| 5,658,223       | 5,658,223                |

## 損 益 計 算 書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 2,679,606 |
| 売 上 原 価                 |         | 1,869,222 |
| 売 上 総 利 益               |         | 810,383   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 643,883   |
| 営 業 利 益                 |         | 166,500   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 足 場 資 材 売 却 益           | 119,639 |           |
| 受 取 家 賃                 | 12,152  |           |
| そ の 他                   | 9,292   | 141,084   |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 10,077  |           |
| 貸 貸 費 用                 | 7,902   |           |
| そ の 他                   | 1,840   | 19,820    |
| 経 常 利 益                 |         | 287,763   |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 35,711  | 35,711    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 323,475   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 140,339 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △21,496 | 118,842   |
| 当 期 純 利 益               |         | 204,632   |

## 株主資本等変動計算書

( 自 2021年4月1日 )  
( 至 2022年3月31日 )

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |               |               |               |                     |               |             |           | 純 資 産 計 合 |
|---------------------|---------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------------|---------------|-------------|-----------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               |               | 利 益 剰 余 金     |                     |               | 株 主 資 本 計 合 |           |           |
|                     |         | 資 準 備 金   | そ の 他 資 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 合 | 利 益 剰 余 金 計 合 | そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合 | 利 益 剰 余 金 計 合 |             |           |           |
| 当期首残高               | 88,017  | 78,017    | 228,650       | 306,668       | 2,500         | 1,798,726           | 1,801,226     | 2,195,912   | 2,195,912 |           |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | —       | —         | —             | —             | —             | —                   | —             | —           | —         |           |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 88,017  | 78,017    | 228,650       | 306,668       | 2,500         | 1,798,726           | 1,801,226     | 2,195,912   | 2,195,912 |           |
| 事業年度中の変動額           |         |           |               |               |               |                     |               |             |           |           |
| 当期純利益               | —       | —         | —             | —             | —             | 204,632             | 204,632       | 204,632     | 204,632   |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —       | —         | —             | —             | —             | —                   | —             | —           | —         |           |
| 事業年度中の変動額合計         | —       | —         | —             | —             | —             | 204,632             | 204,632       | 204,632     | 204,632   |           |
| 当期末残高               | 88,017  | 78,017    | 228,650       | 306,668       | 2,500         | 2,003,358           | 2,005,858     | 2,400,544   | 2,400,544 |           |

## 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物及び賃貸資産については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 建物   | 3～50年 |
| 構築物  | 7～45年 |
| 賃貸資産 | 5年    |

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における個別の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) レンタルサービスに係る収益

主に仮設機材のレンタルであり、顧客との取引基本契約に基づいた「レンタル部材発注書」により、レンタルサービスを提供する履行義務を負っております。当該発注書によるレンタル契約は、部材を引き渡した際に履行義務の充足が開始し、部材の引き取り日まで時間の経過とともに履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね3ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (2) 商品の販売に係る収益

主に仮設機材の販売であり、顧客との売買取引基本契約に基づいた「注文書 兼注文請書」により、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。一つの契約に含まれる複数の履行義務を個別に履行していく場合においては、一時点で充足される履行義務として、当該商品に対する支配を顧客が獲得することにより履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね3ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、売上高に含まれる販売売上の内、新機材及びシート以外の在庫リスクが無い商品の売上につきましては、仕入高を売上高より控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合にも当事業年度の期首の利益剰余金に影響はありません。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行いました。当事業年度の期首の利益剰余金に影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価が48百万円減少しましたが、売上総利益以下の損益区分に影響はありません。よって、利益剰余金の当事業年度計上額に影響はありません。収益認識会計基準等を適用しましたが、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。なお、これに伴う当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益に与える影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

### 損益計算書関係

前事業年度において、区分表記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」は、営業外費用合計の100分の10以下であるため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：千円)

|                   | 当事業年度     |
|-------------------|-----------|
| 減損損失              | —         |
| 有形固定資産            | 4,233,312 |
| 減損の兆候が識別された有形固定資産 | 1,242,188 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、主に管理会計上の事業所区分をグルーピングの単位として資産のグルーピングを行った上で、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しています。ただし、将来の使用が見込まれない遊休資産などは、個別に判定しております。なお、機材センター開設の際には、一定の収益獲得を前提としたプレミアム部分を上乘せした額で土地を取得するケースも多くあるため、一部の機材センターについては業績に関わらず毎期減損の兆候を認識しております。

② 見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業所区分別の将来計画に基づいております。事業所区分別の売上高の予測は事業展開を行っている市場の需要見通しを基礎として算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価額等を基準にして合理的に算定しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度以降の売上予測の仮定が大きく異なった場合には、翌事業年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 土地 | 748,344千円 |
| 計  | 748,344千円 |

(2) 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 100,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 196,752千円 |
| 長期借入金         | 253,476千円 |
| 計             | 550,228千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,479,148千円

減損損失累計額は、減価償却累計額に含めて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,362,900株  | —          | —          | 1,362,900株 |

2. 新株予約権に関する事項

| 区分   | 内 訳                               | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) |         |         |        | 当事業年度末高(千円) |
|------|-----------------------------------|------------|--------------|---------|---------|--------|-------------|
|      |                                   |            | 当事業年度期首      | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |             |
| 提出会社 | 第1回新株予約権<br>(ストック・オプションとしての新株予約権) | 普通株式       | —            | 2,400   | —       | 2,400  | —           |

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度  
(2022年3月31日)

|               |         |
|---------------|---------|
| 繰延税金資産        |         |
| 貸倒引当金         | 8,888千円 |
| 未払事業税         | 10,973  |
| 賞与引当金         | 10,015  |
| 役員賞与引当金       | 229     |
| 一括償却資産        | 1,070   |
| 資産除去債務        | 5,284   |
| 減損損失          | 13,222  |
| 減価償却費（ソフトウェア） | 2,660   |
| その他           | 3,330   |
| 繰延税金資産小計      | 55,676  |
| 評価性引当額        | △6,658  |
| 繰延税金資産合計      | 49,018  |
| 繰延税金負債        |         |
| 資産除去債務        | △3,830  |
| 繰延税金負債合計      | △3,830  |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 45,188  |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入等により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのすべてが1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等はありません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、並びに未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|           | 貸借対照表<br>計上額 | 時 価       | 差 額 |
|-----------|--------------|-----------|-----|
| 長期借入金(※1) | 2,271,083    | 2,271,083 | —   |
| リース債務(※2) | 37,015       | 37,139    | 123 |

(※1) 長期借入金の中には、1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(※2) リース債務の中には、1年内返済予定のリース債務も含まれております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要性を観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

|       | 時価   |           |      |           |
|-------|------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金 | —    | 2,271,083 | —    | 2,271,083 |
| リース債務 | —    | 37,139    | —    | 37,139    |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 長期借入金

長期借入金は全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース債務

リース債務の時価は、一定の期間ごとに区分した当該リース債務の元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

当社は、レンタル関連事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

|               | 売上高（千円）   |
|---------------|-----------|
| レンタル売上        | 2,253,092 |
| 販売売上          | 318,588   |
| 工事売上          | 107,924   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,679,606 |
| 外部顧客への売上高     | 2,679,606 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,761円35銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 150円14銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

### 一般募集による新株式の発行

当社は、2022年4月21日付で名古屋証券取引所ネクスト市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年3月18日及び2022年4月4日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2022年4月20日に払込が完了いたしました。

① 募集方法 : 一般募集（ブックビルディング方式による募集）

② 発行する株式の種類及び数 : 普通株式177,000株

③ 発行価格 : 1株につき1,630円

一般募集はこの価格にて行いました。

④ 引受価額 : 1株につき1,499.60円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額は引受人の手取金となります。

⑤ 払込金額 : 1株につき1,215.50円

この金額は会社法上の払込金額であり2022年4月4日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥ 資本組入額 : 1株につき749.80円

⑦ 発行価格の総額 : 288,510千円

⑧ 払込金額の総額 : 265,429千円

⑨ 資本組入額の総額 : 132,714千円

⑩ 払込期日 : 2022年4月20日

⑪ 資金の用途 : 全額を設備資金として足場のレンタル用仮設機材の購入に充当する予定であります。

# 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 ASNOVA  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 今 泉 誠   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 後 藤 泰 彦 |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ASNOVAの2021年4月1日から2022年3月31までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社ASNOVA 監査役会

常勤監査役 岩本 圭弘

社外監査役 村木 慎吾

社外監査役 村治 規行

以 上

# 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

株式会社ASNOVA  
代表取締役社長 上田桂司

議案 定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

- ①将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を6,159,600株に変更するものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
  - (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
  - (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5,400,000株</u>とする。</p>                                                                            | <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,159,600株</u>とする。</p>                                                      |
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>                                                                                               |                                                                                                    |
| <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                        |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p><u>(電子提供措置等)</u></p>                                                                            |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p>                                         |
|                                                                                                                                         | <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> |

| 現 行 定 款     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> | <p><u>(附則)</u><br/> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u><br/> 第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、<br/> 2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

以 上